

新(R8. 10. 1 適用版)	現 行
※変更箇所のみ抜粋	※変更箇所のみ抜粋
建築関係設計業務等委託料算定基準 1. 目的 この基準は、福島県土木部が所掌する建築物及びその附帯施設（以下「県有建築物」という。）に係る設計業務等（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。 2. 適用範囲 この基準は、県有建築物に係る設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計又は工事監理に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。 3. 設計業務等委託料 3. 1 設計業務等委託料の構成 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。 設計業務等委託料 業務価格 消費税等相当額 直接人件費 諸経費 技術料等経費 特別経費	建築関係設計業務等委託料算定基準 1. 目的 この基準は、福島県土木部が所掌する建築物及びその附帯施設（以下「県有建築物」という。）に係る設計業務等（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。 2. 適用範囲 この基準は、県有施設に係る設計等の業務及びこれ以外の建築に関する工事の設計又は工事監理に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。 3. 設計業務等委託料 3. 1 設計業務等委託料の構成 設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。 設計業務等委託料 業務価格 消費税等相当額 直接人件費 諸経費 技術料等経費 特別経費